

名古屋港管理組合公報

平成17年11月17日

(木曜日)

号外第200号

目次	
条 例	
○指定管理者による公の施設の管理に関する条例……………1	
○名古屋港湾会館条例等の一部を改正する条例……………1	
規 則	
○指定管理者による公の施設の管理に関する条例 施行規則……………4	
○名古屋港湾会館管理規則等の一部を改正する規 則……………7	
公 告	
○指定管理者の募集……………11	

条 例

指定管理者による公の施設の管理に関する条例を公布する。
平成十七年十一月十七日
名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合条例第五号
指定管理者による公の施設の管理に関する条例
(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、他の条例に定めがあるものを除くほか、同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせる場合に関し必要な事項を定めるものとする。
(指定管理者による公の施設の管理)

第二条 管理者は、別に条例で定めるところにより、その指定する指定管理者に公の施設の管理を行わせることができる。
(指定の手続)

第三条 管理者は、指定管理者の指定をしようとするときは、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、指定管理者に行わせる公の施設の管理に関する業務(以下「指定管理者業務」という。)の範囲その他の規則で定める事項を示して、当該指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)を公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、申請書に指定管理者業務の実施に関する計画(以下「業務計画」という。)を記載した書類その他の規則で定める書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

3 管理者は、指定管理者の指定をするときは、前項の規定により申請した法人等のうちから、次に掲げる基準により最も適切に指定管理者業務を行うことができるものと認められるものを指定するものとする。

一 業務計画に基づく管理により当該公の施設における住民の平等な利用の確保が図られること。

二 業務計画の内容が当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

三 当該法人等が業務計画に基づく当該公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

四 前三号に掲げるもののほか、管理者が定める基準

4 管理者は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
(指定の手続の特例)

第四条 管理者は、次に掲げる場合には、前条第一項又は第

三項の規定によらず、指定管理者の指定をすることができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、同条第二項の規定による申請がなかったとき、又は同条第三項の規定により指定管理者として指定することが適当と認められるものがなかったとき。

二 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募をするいとまがないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要と認めるとき。
(指定管理者が行う管理の基準)

第五条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者業務を行わなければならない。

一 関係法令並びに条例及び規則に基づく規則の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。

二 当該公の施設を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

三 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、管理者が定める基準
(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定は、規則で定める日から施行する。

名古屋港湾会館条例等の一部を改正する条例を公布する。
平成十七年十一月十七日
名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合条例第六号
名古屋港湾会館条例等の一部を改正する条例
(名古屋港湾会館条例の一部改正)

第一条 名古屋港湾会館条例(昭和四十六年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。
(指定管理者による管理)

第三条の二 次に掲げる会館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により管理者が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

一 会館の施設の使用の許可等に関すること。

二 前条に規定する事業の実施に関すること。

三 会館の維持管理に関すること。

四 その他管理者が定める業務

第四条第一項中「管理者」を「指定管理者」に改め、同条第二項中「管理者」を「指定管理者」に、「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同条第三項中「管理者」を「指定管理者」に改める。

第五条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第一項中「別表第二に掲げる使用料を」を「会館の施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に」に改め、同条第三項中「管理者」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項各号列記以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「管理者」を「指定管理者」に、「各号の二」を「各号のいずれ

か」に改め、同項各号中「管理者」を「指定管理者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の利用料金の額は、別表第二に定める額の範囲内において、あらかじめ管理者の承認を得て、指定管理者が定める。

3 管理者は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第七条各号列記以外の部分中「管理者」を「指定管理者」に、「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号及び第四号中「管理者」を「指定管理者」に改める。

第八条ただし書中「管理者」を「指定管理者」に改める。

第十条を削り、第十一条を第十条とする。

第十二条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるものを除くほか、次の各号の二」を「次の各号のいずれか」に、「一万円」を「五万円」に改め、同項第三号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加え、同項を同条とし、同条を第十一条とする。

一 第四条第一項の許可を受けずに、又は偽りその他不正の方法により同項の許可を受けて会館の施設を使用した者

附則を附則第一項とし、附則に次の三項を加える。

(指定管理者不在の場合の管理)

2 管理者が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者による管理ができなくなった場合又は管理者が指定管理者の業務の停止を命じた場合で、その指定管理者による管理ができない期間において必要と認めるときは、管理者がこの条例に規定する指定管理者の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

(指定管理者不在の場合の使用料の徴収等)

3 管理者は、前項の規定により会館の管理の全部又は一部を自ら行う場合においては、当該管理者が自ら管理する施設に係る利用料金に相当する額を使用料として、使用者から徴収することができる。

4 管理者は、前項の使用料について、必要があると認めるときは、これを減免し、既納の使用料を還付し、又はその徴収を延期することができる。

別表第二施設の表中「使用料の額」を「利用料金」に改め、同表備考第三号中「管理者」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第四号中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第二附属設備の表中「使用料の額」を「利用料金」に、「管理者が」を「規則で」に改め、同表備考第二号中「使用料の」を削る。

(名古屋港管理組合臨港緑地条例の一部改正)

第二条 名古屋港管理組合臨港緑地条例(昭和五十八年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(指定管理者による管理)

第三条の二 次に掲げる臨港緑地の管理に関する業務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により管理者が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

一 運動施設等の利用の許可その他臨港緑地を一般の利用に供すること。

二 臨港緑地の維持管理に関すること。

三 その他管理者が定める業務

第四条第一項中「の各号」を削り、同項第七号中「認められる」を「管理者が認める」に改め、同条第二項第七号中「認められる」を「管理者が認める」に改める。

第五条第一項中「の各号」を削り、「管理者」を「指定管

理者」に改め、同条第二項及び第三項中「管理者」を「指定管理者」に改める。

第六条第二項及び第七条第一項中「管理者」を「指定管理者」に改める。

第七条の二第一項中「運動施設等」の下に「の利用」を加え、「第九条第一項の規定により臨港緑地の管理の委託を受けた者(以下「管理受託者」という。))」を「指定管理者」に改め、同条第二項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条第六項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「充当するものとする」を「充当するものとし、利用料金及び利用予納金は指定管理者の収入とする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「管理受託者」を「指定管理者」に、「第九条第二項第一号の規定に基づき」を「前条第一項の規定により」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 管理者は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示しなければならない。

第八条第一項中「管理者」を「指定管理者」に、「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同条第二項中「管理者」を「指定管理者」に、「各号の二」を「各号のいずれか」に改める。

第九条を削る。

第十条中「各号の二」を「各号のいずれか」に、「一万円」を「五万円」に、「管理者」を「指定管理者」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の三項を加える。

(指定管理者不在の場合の管理)

2 管理者が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者による管理ができなくなった場合又は管理者が指定管理者の業務の停止を命じた場合で、その指定管理者による管理ができない期間において必要と認めるときは、管理者がこの条例に規定する指定管理者の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

(指定管理者不在の場合の使用料の徴収等)

3 管理者は、前項の規定により臨港緑地の管理の全部又は一部を自ら行う場合においては、当該管理者が自ら管理する施設に係る利用料金に相当する額を使用料として、利用者から徴収することができる。

4 管理者は、前項の使用料について、必要があると認めるときは、これを減免し、既納の使用料を還付し、又はその徴収を延期することができる。

(名古屋港ポートビル条例の一部改正)

第三条 名古屋港ポートビル条例(昭和五十九年名古屋港管理組合条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(指定管理者による管理)

第三条の二 次に掲げるポートビルの施設の管理に関する業務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により管理者が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

一 ポートビルの施設の利用の許可等に関すること。

二 前条に規定する事業の実施に関すること。

三 ポートビルの施設の維持管理に関すること。

四 その他管理者が定める業務

第四条中「管理者」を「指定管理者」に、「各号の二」を「各号のいずれか」に改める。

第五条第一項中「別表第一に掲げる入場料」を「入場料を指定管理者に」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の入場料の額は、別表第一に定める額(団体で入

場しようとする者の入場料にあつては、同表に定める額から五割相当額までの範囲内の金額を割り引いて規則で定める額)の範囲内において、あらかじめ管理者の承認を得て、指定管理者が定める。

第五条第四項中「管理者は、」を「指定管理者は、規則で定める」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「管理者は、」を「指定管理者は、規則で定める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

- 3 管理者は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該入場料の額を告示しなければならない。
- 4 入場料は、指定管理者の収入とする。

第六条第一項中「管理者」を「指定管理者」に改め、同条第二項中「管理者」を「指定管理者」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第三項中「管理者」を「指定管理者」に改める。

第七条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第一項中「別表第二に掲げる使用料を、」を「会議室等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に」に改め、同条第三項中「管理者」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項各号列記以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「管理者」を「指定管理者」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項各号中「管理者」を「指定管理者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の利用料金の額は、別表第二に定める額の範囲内において、あらかじめ管理者の承認を得て、指定管理者が定める。

- 3 管理者は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第九条各号列記以外の部分中「管理者」を「指定管理者」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号及び第四号中「管理者」を「指定管理者」に改める。

第十条中「管理者」を「指定管理者」に改める。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。

第十六条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるものを除くほか、次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「一万円」を「五万円」に改め、同項第三号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次のように加え、同項を同条とし、同条を第十五条とする。

- 一 第六条第一項の許可を受けずに、又は偽りその他の不正の方法により同項の許可を受けて会議室等を利用した者

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の三項を加える。

(指定管理者不在の場合の管理)

2 管理者が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者による管理ができなくなった場合又は管理者が指定管理者の業務の停止を命じた場合で、その指定管理者による管理ができない期間において必要と認めるときは、管理者がこの条例に規定する指定管理者の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

(指定管理者不在の場合の使用料の徴収等)

3 管理者は、前項の規定によりボートビルの施設の管理の全部又は一部を自ら行う場合においては、当該管理者が自ら管理する施設に係る入場料又は利用料金に相当する額を使用料として、入場者又は利用者から徴収することができる。

4 管理者は、前項の使用料について、必要があると認めるときは、これを減免し、既納の使用料を還付し、又はその徴収を延期することができる。

別表第一中「入場料の額」を「入場料」に改める。
別表第二中「使用料の額」を「利用料金」に改め、同表備考第三号中「管理者」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

(名古屋港水族館条例の一部改正)

第四条 名古屋港水族館条例(平成四年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(指定管理者による管理)

第二条の二 次に掲げる水族館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により管理者が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

- 一 水族館を一般の利用に供すること。
- 二 前条に規定する事業の実施に関すること。
- 三 水族館の維持管理に関すること。
- 四 その他管理者が定める業務

第三条第一項中「別表に定める入館料を」を「入館料を指定管理者に」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の入館料の額は、別表に定める額(団体で入館しようとする者の入館料にあつては、同表に定める額から五割相当額までの範囲内の金額を割り引いて規則で定める額)の範囲内において、あらかじめ管理者の承認を得て、指定管理者が定める。

第三条第三項中「管理者が」を「指定管理者が管理者の承認を得て」に改め、同条第六項中「管理者」を「指定管理者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項ただし書中「管理者は、」を「指定管理者は、規則で定める」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「入館料及び特別観覧料(以下「入館料等」という。)」を「入館料等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 管理者は、前二項に規定する承認をしたときは、その旨(前項の特別展に係る承認にあつては、当該特別展の内容を含む。)並びに当該入館料及び特別観覧料の額を告示しなければならない。

5 入館料及び特別観覧料(以下「入館料等」という。)は、指定管理者の収入とする。

第四条中「管理者」を「指定管理者」に改める。

第五条ただし書中「管理者」を「指定管理者」に改める。

第六条及び第七条中「管理者」を「指定管理者」に改める。

第九条を削り、第十条を第九条とする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の三項を加える。

(指定管理者不在の場合の管理)

2 管理者が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者による管理ができなくなった場合又は管理者が指定管理者の業務の停止を命じた場合で、その指定管理者による管理ができない期間において必要と認めるときは、管理者がこの条例に規定する指定管理者の業務の全部又は一部を行うことができる。

(指定管理者不在の場合の使用料の徴収等)

3 管理者は、前項の規定により水族館の管理の全部又は一部を自ら行う場合においては、当該管理者が自ら管理する施設に係る入館料等に相当する額を使用料として、入館者から徴収することができる。

4 管理者は、前項の使用料について、必要があると認めるときは、これを減免し、既納の使用料を還付し、又はその徴収を延期することができる。

別表中「入館料の額」を「入館料」に改め、同表備考第四号中「第三条第二項及び第六項」を「第三条第一項(同条第二項に規定する団体で入館しようとする者の入館料に

限る。)及び第八項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の名古屋港湾会館条例、名古屋港管理組合臨港緑地条例、名古屋港ホートビル条例及び名古屋港水族館条例(以下「各条例」という。)の規定に基づいて受けているこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の各施設の利用等の許可及びその利用については、改正前の各条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

3 施行日前に前項の規定によりなおその効力を有することとされている改正前の各条例の規定により施行日以後の各施設の利用の許可を受けた者の当該利用に係る料金については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

実を証する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- 一 名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名
- 二 その他管理者が定める事項

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、指定管理者による公の施設の管理に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則を公布する。

平成十七年十一月十七日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第十六号

指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年名古屋港管理組合条例第五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第三条第一項の規則で定める事項)

第二条 条例第三条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- 二 指定管理者に行わせる公の施設の管理に関する業務の範囲
- 三 指定管理者の指定の期間
- 四 指定管理者の指定の申請の方法
- 五 指定管理者の選定に係る審査の基準
- 六 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請等)

第三条 条例第三条第二項の規定による申請は、管理者が定める期間内に、指定管理者指定申請書(様式第一号)を管理者に提出することにより行うものとする。

2 条例第三条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 定款又はこれに準ずるもの
- 二 申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 三 管理者が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 四 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 五 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(名称等の変更の届出)

第四条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、名称等変更届出書(様式第二号)にその事

様式第1号 (第3条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

申請者 主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名

印

下記の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、指定管理者による公の施設の管理に関する条例第3条第2項の規定により申請します。

記

公の施設の名称

(添付書類)

- 1 指定管理者業務の実施に関する計画書
- 2 定款又はこれに準ずるもの
- 3 申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 4 管理者が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 5 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 6 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 7 その他管理者が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2号 (第4条関係)

名称等変更届出書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

届出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名

印

下記のとおり変更があったので、指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則第4条の規定により届け出ます。

記

1 変更の内容

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前

2 変更年月日

(添付書類)

変更の事実を証する書類

名古屋港湾会館管理規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成十七年十一月十七日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第十七号

名古屋港湾会館管理規則等の一部を改正する規則

(名古屋港湾会館管理規則の一部改正)

第一条 名古屋港湾会館管理規則(昭和四十六年名古屋港管理組合規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 名古屋港湾会館条例(昭和四十六年名古屋港管理組合条例第六号。以下「条例」という。)第三条の二の規定により会館の管理に関する業務を行うもの(以下「指定管理者」という。)は、特に必要があると認めるときは、管理者の承認を得て、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

第三条ただし書中「会館の管理の委託を受けた者(以下「管理受託者」という。)」を「指定管理者」に改める。

第四条中「管理者」を「指定管理者」に改める。

第五条第一項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条第二項ただし書中「管理者」を「指定管理者」に改め、同条第三項中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第六条及び第七条中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第八条(見出しを含む。)中「使用料」を「利用料金」に改める。

第九条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第一項中「名古屋港湾会館条例(昭和四十六年名古屋港管理組合条例第六号)第五条第二項ただし書」を「条例第五条第五項ただし書」に、「使用料」を「利用料金」に、「名古屋港湾会館使用料還付承認申請書」を「名古屋港湾会館利用料金還付承認申請書」に、「管理受託者を経て管理者」を「指定管理者」に改め、同条第二項を削る。

第十条中「すみやかに」を「速やかに」に、「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第十一条(見出しを含む。)中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

様式第一号中「~~財団法人名古屋みなと振興財団理事長~~」を削る。

様式第二号中「~~財団法人名古屋みなと振興財団理事長~~」を削り、「使用料」を「利用料金」に改める。

様式第三号及び様式第四号中「~~財団法人名古屋みなと振興財団理事長~~」を削る。

様式第五号中「~~名古屋港湾会館使用料還付承認申請書~~」を「~~名古屋港湾会館利用料金還付承認申請書~~」に改め、「~~名古屋港湾会館管理組合~~」を削り、「第五条第二項ただし書」を「第五条第五項ただし書」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

(名古屋港管理組合臨港緑地条例施行規則の一部改正)

第二条 名古屋港管理組合臨港緑地条例施行規則(昭和五十八年名古屋港管理組合規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「管理者」を「条例第三条の二の規定により臨港緑地の管理に関する業務を行うもの(以下「指定管理者」という。)」に改め、同条第二項及び第三項中「管理者」を「指定管理者」に改める。

第三条第三項中「条例第九条第一項の規定により臨港緑地の管理の委託を受けた者(以下「管理受託者」という。)」を「指定管理者」に改め、同条第四項及び第五項中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第四条及び第五条ただし書中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

様式第一号中「~~名古屋港湾会館管理組合~~」を削る。

様式第二号中「~~名古屋港湾会館管理組合~~」及び「~~及び指定~~」を削る。

様式第三号中「~~並令~~」及び「~~名古屋港湾会館管理組合~~」を削る。

(名古屋港ボートビル条例施行規則の一部改正)

第三条 名古屋港ボートビル条例施行規則(昭和五十九年名古屋港管理組合規則第九号)の一部を次のように改正する。第二条に次の一項を加える。

2 条例第三条の二の規定によりボートビルの施設の管理に関する業務を行うもの(以下「指定管理者」という。)は、特に必要があると認めるときは、管理者の承認を得て、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

第三条ただし書中「ボートビルの管理の委託を受けた者(以下「管理受託者」という。)」を「指定管理者」に改める。

第三条の二中「管理受託者」を「指定管理者」に、「各号の」を「各号のいずれか」に改める。

第四条第二項中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第五条中「の規定により団体(二十人以上の者をいう。)で入場しようとする者の入場料」を「に規定する規則で定める額」に改める。

第六条中「第五条第三項ただし書」を「第五条第五項ただし書」に改め、「の各号」を削る。

第七条第一項中「第五条第四項」を「第五条第六項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同表に掲げる二以上の項に該当する場合は、入場料が最も低額となる項のみを適用するものとする。

第七条第一項の表第六項中「管理者が」を「指定管理者が管理者の承認を得て」に、同表第七項中「その他管理者」を「その他指定管理者」に、「その都度管理者が」を「その都度指定管理者が管理者の承認を得て」に改める。

第八条中「同条」を「同条第一項」に、「管理者」を「指定管理者」に改める。

第九条の二第一項中「管理者」を「指定管理者」に、「旅客輸送」を「管理者の承認を得て、旅客輸送」に改め、同条第二項中「管理者」を「指定管理者」に改める。

第十条第一項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条第二項中「管理者」を「指定管理者」に改め、同条第三項中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第十一条中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第十二条第一項及び第二項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条第四項中「使用料」を「利用料金」に改める。

第十四条(見出しを含む。)及び第十五条(見出しを含む。)中「使用料」を「利用料金」に改める。

第十六条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第一項中「第七条第二項ただし書」を「第七条第五項ただし書」に、「使用料」を「利用料金」に、「管理受託者を経て管理者」を「指定管理者」に改め、同条第二項を削る。

第十七条中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第十八条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「第七条第三項」を「第七条第六項」に、「使用料」を「利用料金」に、「ボートビル使用料減免等申請書」を「ボートビル利用料金減免等申請書」に、「管理受託者を経て管理者」を「指定管理者」に改める。

第十九条中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第二十条(見出しを含む。)中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

別表第三中「入場料の額」を「入場料」に改める。
 別表第四及び別表第五中「使用料の額」を「利用料金」に改める。
 様式第一号中「財団法人名古屋みなと振興財団理事長」を削る。
 様式第二号(その1)中「300円」及び「200円」を削り、同様式備考を次のように改める。
 備考 用紙の大きさ、図柄その他必要な事項は、別に指定管理者が定める。
 様式第三号(その1)を次のように改める。

様式第2号(その2)(第4条関係)

大人

高校生

小・中学生

名古屋港ポートビル
<p style="text-align: center;">単 独 券</p> <p>大人 (1人1回)</p> <p>①・②・③のうち、1つの施設に入場できます。</p> <p>① 南極観測船ふじ ② 海洋博物館(ポートビル3階) ③ 展望室(ポートビル7階)</p>

名古屋港ポートビル
<p style="text-align: center;">単 独 券</p> <p>高校生 (1人1回)</p> <p>①・②・③のうち、1つの施設に入場できます。</p> <p>① 南極観測船ふじ ② 海洋博物館(ポートビル3階) ③ 展望室(ポートビル7階)</p>

名古屋港ポートビル
<p style="text-align: center;">単 独 券</p> <p>小・中学生 (1人1回)</p> <p>①・②・③のうち、1つの施設に入場できます。</p> <p>① 南極観測船ふじ ② 海洋博物館(ポートビル3階) ③ 展望室(ポートビル7階)</p>

備考

- 1 用紙の大きさ、図柄その他必要な事項は、別に指定管理者が定める。
- 2 この様式は、団体で入場する場合に用いる。

様式第三号(その1)中「700円」及び「400円」を削り、同様式備考を次のように改める。
 備考 用紙の大きさ、図柄その他必要な事項は、別に指定管理者が定める。
 様式第四号(その1)を次のように改める。

様式第2号(その4)(第4条関係)

大人

高校生

小・中学生

名古屋港ポートビル			
<p style="text-align: center;">共 通 券</p> <p>大人 (1人1回)</p> <p>それぞれの施設に1回入場できます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>南極観測船 ふじ</td> <td>ポートビル 3階 海洋博物館</td> <td>ポートビル 7階 展 望 室</td> </tr> </table>	南極観測船 ふじ	ポートビル 3階 海洋博物館	ポートビル 7階 展 望 室
南極観測船 ふじ	ポートビル 3階 海洋博物館	ポートビル 7階 展 望 室	

名古屋港ポートビル			
<p style="text-align: center;">共 通 券</p> <p>高校生 (1人1回)</p> <p>それぞれの施設に1回入場できます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>南極観測船 ふじ</td> <td>ポートビル 3階 海洋博物館</td> <td>ポートビル 7階 展 望 室</td> </tr> </table>	南極観測船 ふじ	ポートビル 3階 海洋博物館	ポートビル 7階 展 望 室
南極観測船 ふじ	ポートビル 3階 海洋博物館	ポートビル 7階 展 望 室	

名古屋港ポートビル			
<p style="text-align: center;">共 通 券</p> <p>小・中学生 (1人1回)</p> <p>それぞれの施設に1回入場できます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>南極観測船 ふじ</td> <td>ポートビル 3階 海洋博物館</td> <td>ポートビル 7階 展 望 室</td> </tr> </table>	南極観測船 ふじ	ポートビル 3階 海洋博物館	ポートビル 7階 展 望 室
南極観測船 ふじ	ポートビル 3階 海洋博物館	ポートビル 7階 展 望 室	

備考

- 1 用紙の大きさ、図柄その他必要な事項は、別に指定管理者が定める。
- 2 この様式は、団体で入場する場合に用いる。

様式第三号中「名古屋港管理組合管理者」を削り、「第7条」を「第7条第1項」に改める。

様式第四号中「財団法人 名古屋みなと振興財団理事長」を削る。

様式第五号中「財団法人名古屋みなと振興財団理事長」を削り、「使用料」を「利用料金」に改める。

様式第六号及び様式第七号中「財団法人名古屋みなと振興財団理事長」を削る。

様式第八号中「財団法人名古屋みなと振興財団理事長」を削り、「使用料」を「利用料金」に改める。

様式第九号及び様式第十号中「管理者」を「指定管理者」に改める。

様式第十一号中「ボートビル使用料還付承認申請書」を「ボートビル利用料金還付承認申請書」に改め、「名古屋港管理組合管理者」を削り、「使用料」を「利用料金」に改める。

様式第十二号中「財団法人名古屋みなと振興財団理事長」を削る。

様式第十三号中「ボートビル使用料減免等申請書」を「ボートビル利用料金減免等申請書」に改め、「名古屋港管理組合管理者」を削り、「使用料」を「利用料金」に改める。

(名古屋港水族館条例施行規則の一部改正)

第四条 名古屋港水族館条例施行規則(平成四年名古屋港管理組合規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 条例第二条の二の規定により水族館の管理に関する業務を行うもの(以下「指定管理者」という。)は、特に必要があると認めるときは、管理者の承認を得て、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

第三条ただし書中「水族館の管理について委託を受けた者(以下「管理受託者」という。)」を「指定管理者」に改め、「管理者の承認を得て」を削る。

第五条の表中「入館料の額」を「入館料」に改める。

第六条第三項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条第四項中「管理者」を「指定管理者」に改める。

第七条中「の規定により団体(二十人以上の者をいう。)で入館しようとする者の入館料」を「に規定する規則で定める額」に改める。

第八条中「第三条第四項ただし書」を「第三条第六項ただし書」に改め、同条第二号中「管理者」を「指定管理者」に改める。

第九条中「第三条第五項ただし書」を「第三条第七項ただし書」に改め、「及びその額」を削り、同条第一号中「全額」を削り、同条第二号中「管理者」を「指定管理者」に改め、「全額」を削り、同条第三号中「管理者」を「指定管理者」に改め、「管理者がその都度定める額」を削る。

第十条第二項中「第三条第六項」を「第三条第八項」に改め、同条第三項中「管理受託者を経て管理者」を「指定管理者」に改める。

第十二条第一項中「管理者」を「指定管理者」に、「旅客運送」を「管理者の承認を得て、旅客運送」に改め、同条第二項中「管理者」を「指定管理者」に改める。

第十三条第一項中「管理受託者を経て管理者」を「指定管理者」に改め、同条第二項ただし書中「管理者」を「指定管理者」に改め、同条第三項中「管理者」を「指定管理者」に改め、「管理受託者を経て」を削る。

別表第二中「入館料の額」を「入館料」に改め、同表備考中「入館料の」を削る。

別表第三第七項中「管理者が」を「指定管理者が管理者の承認を得て」に改め、同表第八項中「その他管理者」を「その他指定管理者」に、「その都度管理者が」を「その都度指定管理者が管理者の承認を得て」に改める。

様式第一号中「2,000円」「1,000円」及び「500円」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさ、図柄その他必要な事項は、別に指定管理者が定める。

様式第一号の11中「(5,000円)」「(2,500円)」及び「(1,200円)」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさ、図柄その他必要な事項は、別に指定管理者が定める。

様式第一号中「財団法人名古屋みなと振興財団理事長」を削る。

様式第三号を次のように改める。

様式第3号 (第6条関係)

大人

大人 (高校生)

小・中学生

幼児

名古屋港水族館	名古屋港水族館	名古屋港水族館	名古屋港水族館
団体入館券	団体入館券	団体入館券	団体入館券
大人 (1人1回)	大人 (高校生) (1人1回)	小・中学生 (1人1回)	幼児 (1人1回)

備考

- 1 用紙の大きさ、図柄その他必要な事項は、別に指定管理者が定める。
- 2 この様式は、団体で入館する場合に用いる。

様式第四号及び様式第五号中「名古屋港管理組合管理者」を削る。

様式第六号中「指令」及び「名古屋港管理組合管理者」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、名古屋港湾会館条例等の一部を改正する条例(平成十七年名古屋港管理組合条例第六号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際この規則による改正前の名古屋港湾会館管理規則、名古屋港管理組合臨港緑地条例施行規則、名古屋港ポータル条例施行規則及び名古屋港水族館条例施行規則(以下「各規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則施行の際この規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙については、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、この規則による改正後の各規則の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

公 告

名古屋港管理組合公告

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を募集します。
平成17年11月17日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称等

指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地	指定管理者に行わせる公の施設の管理に関する業務の範囲	指定管理者の指定の期間	指定の申請書類の提出期間	募集要項の配布場所、募集要項を掲載するホームページ及び問い合わせ先
名古屋港湾会館 名古屋市港区入船二丁目1番17号	名古屋港湾会館条例（昭和46年名古屋港管理組合条例第6号）及び名古屋港湾会館管理規則に定める業務	平成18年4月1日から平成22年3月31日まで	平成17年12月8日(木)から12月22日(木)まで	名古屋港管理組合港営部港営課(関連事業担当) 名古屋市港区港町1番9号 (郵便番号455-0033) ホームページアドレス http://www.port-of-nagoya.jp/ 電話 (052) 654-7979
新舞子マリンパーク、南浜緑地及び北浜緑地 知多市緑浜町2番地、知多市南浜町7番、8番、9番、8番地先及び知多市北浜町5番3、5	名古屋港臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）及び同施行規則に定める業務	平成18年4月1日から平成22年3月31日まで	平成17年12月8日(木)から12月22日(木)まで	名古屋港管理組合港営部港営課(関連事業担当) 名古屋市港区港町1番9号 (郵便番号455-0033) ホームページアドレス http://www.port-of-nagoya.jp/ 電話 (052) 654-7979

2 指定管理者の指定の申請の方法

(1) 申請書類

指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則（平成17年名古屋港管理組合規則第16号）第3条に定める申請書及び添付書類

(2) 提出期間

1のとおり。

(3) 提出場所

1の募集要項の配布場所と同じ。

3 指定管理者の選定に係る審査の基準

指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年名古屋港管理組合条例第5号）第3条第3項各号に掲げる基準により最も適切に指定管理者の業務を行うことができると認めるものを選定します。ただし、指定管理者として指定することが適当と認められるものがなかったときは、申請者の中から指定管理者を選定しないことがあります。

4 その他

詳細及び説明会の開催については、募集要項によります。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合